

令和5年度事業報告

第1 事業報告の概要

1 はじめに

令和2年頃から始まった「コロナ禍」は、まだ完全に収束したとはいえないものの、緊急事態宣言が頻繁に出されるような状況からは既に脱したようである。令和5年5月8日には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置付けが5類感染症になったこともあり、世間は「コロナ禍」以前の生活を取り戻しつつある。

令和5年度は、大阪司法書士会（以下「本会」という。）でも完全に平常時の体制に戻り、活発に事業が行われた。特に令和5年度は、令和6年4月1日から開始する相続登記の申請義務化に向けての準備期間の総仕上げの年度であることから、例年以上に積極的な広報活動を行った。既に報道等でも相続登記の申請義務化に関する情報は出ていたため、なるべく早い段階で「相続登記の申請義務化」と「司法書士」を結びつけることを目的として、令和5年のうちに本会ホームページ内に相続登記の申請義務化に特化したランディングページを作成して公開した。さらにこれを中心として様々な媒体で多角的な広報を展開し、相続登記の申請義務化の話題と同時に「司法書士」の文字が市民の目に触れる機会を増やした。また、広報だけでなく、相続に関するセミナー等の事業も令和4年度に引き続いて開催し、それらの事業に関する広報物もあわせて配布した。

ところで、令和6年1月1日には、能登半島地震が発生し、石川県を中心に大きな被害をもたらした。本会においても、災害対策は継続的な課題であり、令和4年度には大阪司法書士会災害対策規則及び大阪司法書士会災害対策規程の改正をして基本的なルール作りを行ったところである。令和5年度は、これらの規則規程に基づいた具体的な動きや細部の運用を検討するため、執行部が組成されるとすぐに危機管理対策検討ワーキングチームを設置して議論を開始した。令和4年度以前に設置されていた危機管理対策検討ワーキングチームは、内部的な対策を中心に検討していたことから、構成員は総務部門の担当者から選任していたが、今後は災害発生後から復興に向けた本会全体の動きを検討するため、災害時に現

実に対応する総務部門、相談部門及び広報部門の各責任者に、会長と専務理事を加えて組成した。

会員に向けた事業としては、より多くの会員に本会の活動について知っていただくとともに、執行部と会員が顔の見える関係を築くための第一歩として、令和5年10月2日(月)に事業執行状況報告会を開催した。

関連団体との連携については、大阪司法書士政治連盟(以下「政治連盟」という。)からの提案により、初めて本会、政治連盟、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部(以下「リーガルサポート大阪」という。)の三者協議を開催した。それぞれの団体が認識している課題や問題意識を共有するとともに、政治に対する働きかけが必要な事項を検討した。司法書士制度の維持発展のため、今後も三者が緊密に連携して活動することが重要である。

その他、令和5年度の事業計画において掲げられた重点方針及び具体的事業に基づいて実施した事業については、以下のとおりである。

2 重点方針に関する報告

(1) 相続登記の義務化に向けて、積極かつ多岐にわたる啓発活動の推進

相続登記の申請義務化に向けた広報活動としては、相続登記の申請義務化の啓発に特化したランディングページを作成した。同時に、大阪法務局と共同で相続登記の申請義務化に関するチラシとポスターを作成し、重要性を認識してもらえるようにした。チラシやポスターにはQRコードを掲載し、そこからランディングページが閲覧できるようにした。さらに、主要駅でのデジタルサイネージ広告の掲出、ラジオCMの放送等、様々な媒体を利用して幅広く広報活動を行った。

相続に関連した事業として、4か所の会場において、支部との共催で「遺言書作成講座」を開催した。また、日本赤十字社大阪府支部と共催、大阪法務局後援の「司法書士による相続・遺言講座」も2回行った。令和6年3月16日(土)に「遺言相続セミナー」を開催した。いずれも定員を超える申し込みがあり、非常に大きな反響を得た。これらの事業には相談会を併設して、個別事件の相談要望にも対応した。さらに、相続登記の申請義務化開始の直前である3月31日(日)には「相続登記申請義務化直前電話相談会」を開催し、多くの相談を受けた。これらの相続登記に関連するセミナーのチラシを自治体の資

産税課窓口等にも置いてもらうことで、不動産を所有する市民に対する啓発活動を行った。

本会が主体として実施する事業だけでなく、支部に交付する相談及び広報予算を一時的に増額して支部の相談活動に助成した。

(2) 地方公共団体等との地域連携体制の強化

以前から進めている、市町村との災害時における被災者相談業務の実施に関する協定の締結先を拡大し、新たに複数の市町村と協定を締結した。

空家対策等に関する連携協定については、単なる相談員派遣にとどまらず、各種財産管理人選任申立ての手續の委託等、具体的な問題を実際に解決するための事務を受託する内容への協定内容を変更する自治体も増え、実際にこれらの業務を受託した。

(3) 司法書士業務の多角化に伴う会員に対する業務取り組み支援

令和5年9月9日(土)、同年4月1日(土)に施行された司法書士行為規範に関する会員研修会を開催した。

所有者不明土地管理人制度等への対応として、同年8月7日(月)、大阪地方裁判所に候補者リストを提出した。また、同年10月10日(火)に新しい財産管理人制度に関する研修会を行い、当該研修を受講したことも含めた要件を満たす会員を追加したリストも提出した。

また、裁判IT化対策を含む簡裁訴訟代理業務、裁判関係書類作成業務、本人訴訟支援等については、令和6年1月から全ての簡易裁判所でWEBによる準備手續が開始されることに備えて、大阪簡易裁判所と協議し、実務上の注意点等を示してもらい、会員向けに案内文書を配布したほか、令和5年12月20日(水)に改正民事訴訟法の全容とWEBによる準備手續の運用に関する会員研修会を開催した。

また、令和6年度における裁判業務推進に関する新たな委員会の設置に向けて、同委員会の方向性、あり方等について検討した。

(4) DX(Digital Transformation/デジタルトランスフォーメーション)化に向けての積極的取組

会務のDX化に向けた基盤を整備するため、以前より継続的に検討を重ねてきた事務局内の会員管理システム及びこれに連携する各種システムの入替えにつ

いて、業者の選定と方針の決定が終わり、具体的な作業に着手した。また、引き続きDX化可能な事務について検討を重ねた。

3 主要な具体的事業に関する報告

(1) 広報事業

ア 令和6年4月1日(月)に施行される相続登記の申請義務化の制度広報及びこれに伴い「相続登記・遺言は司法書士へお任せください」の流れを市民に対してアピールするため、企画部門(企画)及び相談部門の相続業務関連の各イベントの広報に加え、大阪法務局とのコラボレーションによるポスター・チラシの制作・配布、大阪市内の主要な鉄道各駅(梅田、なんば、天王寺、京橋)にてデジタルサイネージ広告、ラジオCM、4月1日(月)に新聞広告を掲載、当会ホームページ上に相続登記受任促進のためのランディングページを制作、WEB検索サイトYahoo!でのディスプレイ広告を実施した。

また、令和4年度に引き続き、フクロッポウNEWSの制作・配布、大阪メトロ谷町四丁目駅の広告看板の継続設置、各支部の会員名簿付きリーフレット(「司法書士の取扱説明書」)の制作・配布、成年年齢引き下げに伴う注意喚起・啓発チラシを大阪府内の希望高校への配布、天神祭りでの団扇制作・街頭での配布、広報グッズの制作、新年賀詞交歓会、司法書士の日記念事業「高校生一日司法書士」、インターンシップ学生の受入れ、リスク・クライシスコミュニケーション研修を実施した。

イ 遺言・相続に関する市民向けセミナー等について、令和6年3月16日(土)に、大阪法務局との共催で「相続遺言セミナー」を開催した。また、令和5年9月30日(土)及び同年12月10日(日)に、日本赤十字社大阪府支部と共催(大阪法務局及び日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)後援)で「司法書士による相続・遺言講座」を開催した。令和4年度に本会単独で開催した遺言書作成講座については、令和5年度は支部との共催で、令和6年1月23日(火)、1月24日(水)、2月1日(木)及び2月13日(火)に合計4か所の会場で開催した。なお、これらのセミナーはいずれも相談会併設型にて開催した。

(2) 相談事業

ア 相続・遺言についての相談事業として、支部と共催の「遺言書作成講座」、日本赤十字社大阪府支部と共催、大阪法務局後援の「司法書士による相続・遺言講座」、法務局と共催の「遺言相続セミナー」は、いずれも相談会を併設して実施した。また、令和6年3月31日(日)に相続登記申請義務化直前電話相談会を開催した。

イ 相談員の育成に関する事業として、令和5年9月25日(月)に「『長期間相続登記等がされていないことの通知』を受取られた方からの相談を受ける際の注意点等」をテーマとした会員研修会を開催した。また、令和6年5月13日(月)開催予定の「災害発生時の被災者相談における対応について ~能登半島地震の被災状況をふまえて~」の会員研修会を企画した。

相談会の相談員に向けて相談会のルールや注意事項を改めて周知徹底するため、「相談員の方に特に留意いただきたい事項について」を作成し配布した。

ウ 相談受付システムの早期の確立を目指して、日司連のシステムを確認するなど、WEB受付システムの導入について検討した。

(3) 自治体等との地域連携体制の強化

自治体等との地域連携体制を強化するため、令和5年度新たに岸和田市、門真市、泉南市、四條畷市、貝塚市、吹田市(締結順)と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結した。

また、新たな取組としてリーガルサポート大阪と協力し、東大阪市の成年後見等開始審判申立書類作成業務を実施した。

(4) 司法ソーシャルワーク・権利擁護事業の推進

令和5年10月7日(土)及び8日(日)にレインボーフェスタが実施され、本会でも無料相談ブースを設置するとともに、ステージバックパネル広告、ウェブサイトサイドバナーを掲載し、啓発及び広報活動を行った。

令和5年12月21日(木)に、「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」をテーマとして会員研修会を開催した。

令和6年2月11日(日)に、高学年の小学生とその保護者を対象として親子法律教室を開催した。

令和４年度に引き続き、高齢や心身の障がいにより法的サービスを自発的に求めることが困難な方を対象とした出張相談を行った。他にも、生活困窮者に対する自立相談事業を実施した。

(５) 司法書士業務についての会員に対する支援

最近では多くの会員が取り組んでいる遺産承継業務について、令和６年３月２３日(土)に家族法研究会が現状と課題を研究発表した。また、新型コロナウイルス感染症の影響で制限されていたインバウンド需要が戻りつつあるなか、令和６年１月２６日(金)に身近な中国人の涉外相続を通じて涉外相続に関する国際私法の基礎についての研修を行った。

さらに、近年の法改正に対応すべく、令和５年７月１９日(水)に民法・不動産登記法の最近の改正の研修、令和５年９月２５日(月)に大阪法務局の統括登記官及び総務登記官をお招きして長期相続登記等未了土地に関する研修を行った。

(６) 研修の充実

今年度も集合研修とＺｏｏｍウェビナー研修を併用した。

度重なる法改正に対応するため、民法・不動産登記法の改正、改正民事訴訟法の全容とWEBによる準備手続の運用に関する研修、相続土地国庫帰属法等の研修を行った。また、裁判を身近に感じてもらえるように不動産登記に関する訴訟、債務整理事件シリーズの研修を行った。

相続の相談事業を強化するため、相続登記の義務化や長期相続登記等未了に関する研修を行い、知っておくべき旧民法の相続関連業務に関する研修を検討した。

(７) 電子化・DX推進に関する取組

会務の電子化・DX推進については、前述のとおり。

司法書士業務に関するDXについては、新たに登場した生成AIが司法書士業務にどのような影響を与えるのか等の点について、令和６年度に調査研究するための方向性について検討した。

(８) 商業・法人登記受任の促進

木曜会及び各支部での登記事務連絡会の結果について、本会の会員専用ホームページ上でデータベースとして掲載した。

また、大阪法務局の法人登記部門と、商業・法人登記実務研究会を開催し、商業・法人登記の実務上の論点について協議して整理を行った。

中小企業支援業務推進委員会では、中小企業支援業務推進委員会だよりを発行し、商業登記を含む司法書士の企業法務について、支援を促進した。

(9) 裁判IT化への対応及び簡裁訴訟代理業務、裁判書類作成関係業務等への取組み

裁判IT化に向けては、大阪簡易裁判所と協議し、実務上の注意点等を示してもらい、会員向けに案内文書を配布した。また、令和5年12月20日(水)に、改正民事訴訟法の全容とWEBによる準備手続に関する研修を開始した。

令和6年度に新設する裁判業務の推進に関する委員会の方向性、あり方等について検討し、道筋を付けた。

(10) 所有者不明土地問題・空き家問題対策・相続土地国庫帰属法等への対応

所有者不明土地管理人制度等への対応として、令和5年10月10日(火)に研修会を開催した。また、当該研修を受講したことも含めた要件を満たす会員を登載した管理人の候補者リストを大阪地方裁判所に提出した。

空き家問題対策としては、令和6年1月10日(水)、各自治体担当部署に対して司法書士の活用を促す案内文書を配布した。

相続土地国庫帰属法に関しては、大阪法務局の表示登記専門官をお招きし、令和5年9月25日(月)に長期相続登記等未了土地に関する研修を、同年10月18日(水)に相続土地国庫帰属法の研修を行った。

(11) 非司法書士対応

司法書士法施行規則第41条の2の規定に基づき、大阪法務局長から委嘱を受けて、司法書士法等違反に関する調査を行った。令和5年度は、商業登記に限定し大阪法務局(本局)2日、同北大阪支局1日、同東大阪支局1日、同堺支局1日、計5日間実施した。

他士業等による非司行為が疑われる事案については、非司法書士排除委員会において情報収集を行い、会員等から寄せられた情報について非司法書士行為が行われていないかを精査した。具体的に非司法書士行為が行われてい

る疑いのある事案については、情報提供者から事情を聴取した。

司法書士法に抵触する行為を行っている民間事業者が、空き家問題や相続登記義務化を契機として地方自治体と提携することで違法行為が助長され、消費者被害を生じさせることのないよう、市区町村の空き家問題対策の関連部署に対して注意喚起文書を送付した。

- (1 2) 司法書士行為規範(旧司法書士倫理)に基づく会員の適正執務の確保
行為規範に基づき、会員の適正な執務を確保するため、令和5年9月9日(土)に行方規範と懲戒に関する会員研修会を開催した。

犯罪収益移転防止法の改正については、令和6年4月1日(月)施行に向けて、会報大阪PONTÉ第195号で「続・犯罪収益移転防止法改正への対応」の記事を掲載し、令和6年3月11日(月)には犯収法改正についての会員研修会を開催した。同研修会については、速やかに映像配信システムに掲載し、多くの会員が受講し、改正犯罪収益移転防止法へ対応できるようにした。

また、日司連から送付された「司法書士及び司法書士法人の業務のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」「リスクベース・アプローチの手引(考え方)」、「犯収法第4条に係るチェックシート」を会員専用ページに掲載した。

- (1 3) 大阪司法書士会史第五巻の編纂

会史編纂委員会を設置し、将来の大阪司法書士会史第五巻の発行に向けて編纂作業の方針や内容について検討を開始した。また、過去の会史を含めた電子化についても出版社を含めて検討した。

- (1 4) 事務局職場環境整備

事務局職員との面談を行い、職場環境について課題や要望を聴き取った。

面談結果も踏まえて、膨大な事務量について効率化と合理化を図るため、事務作業の削減やデジタル化を含めた改善策を検討した。

D X 化については、前述のとおり会務システムの入替えに向けた作業に着手した。

第2 事業報告細目

1 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業

(1) 司法書士法違反に関する調査

ア 大阪法務局長からの委嘱により、大阪法務局本局（令和5年10月18日（水）及び19日（木））、同北大阪支局（同年10月18日（水））、同東大阪支局（同年10月18日（水））、同堺支局（同年10月18日（水））において司法書士法違反に関する調査を行い、本会会館にて令和5年10月30日（月）、事後調査を実施し、同局へ報告した。

イ 他士業者や無資格者の非司行為に関する情報提供に基づいた調査を行った。また、会員からの情報提供された事案については、日司連に報告し、情報を共有した。

ウ 令和6年1月10日（水）、無資格者による相続登記申請書作成支援サービスについて、大阪府内の市区町村へ注意喚起の文書を発送した。

(2) 執務に関する会員事情確認及び執務調査に基づく指導

1名の会員に対し事情確認及び指導を行った。また、確認後その結果を会長に報告した。

(3) 綱紀調査案件の対応

綱紀調査事案17件について綱紀調査委員会を38回開催し、事案の調査を行った

(4) 注意勧告事案の対応

注意勧告小理事会において、注意又は勧告についての検討及び審議を行った。
なお、注意勧告を2件行い、注意勧告を行わないと決定した事案は8件であった。

(5) 量定意見小理事会の運営

量定意見小理事会において、5件について量定意見の検討及び審議を行い、その妥当性を日司連に照会した。

(6) 綱紀調査手続の改善策の検討・実施

綱紀調査手続について、綱紀調査委員会正副委員長との打合せを行い、改善策の検討を行った。

(7) 登録調査の実施

新規登録申請者及び変更の登録申請者全員に対し、登録調査委員会にて面接

調査を行い(計27回)、倫理意識の向上と事故のない執務姿勢を保持するよう注意を喚起した。また、会員研修会及び公益的活動への積極的な参加を求めるとともに、会則や執務規則等を遵守するよう求めた。

(8) 司法書士倫理の維持向上

ア 本会へ寄せられた情報に基づき、会員への事情確認や指導を行った。また、倫理研修を実施するなど適正執務の確保に努めた。

イ F A T F 第四次対日相互審査結果の公表を受け、令和5年5月20日(土)第138回定時総会にて本会会則第104条及び104条の2を改正した。また、同年11月20日(月)に法務大臣の認可を受けた。

(9) 会員の年間業務報告調査の実施

会員に対して、今年度分の業務報告書の提出を促し、集計結果を日司連に報告した。

(10) 各種ハラスメントの対応

ア 令和5年5月20日(土)、第138回定時総会にて、ハラスメントの防止に関する規則を制定した。

イ ハラスメントの防止に関する規則に基づき、ハラスメント対応相談員を選任した。また、ハラスメント相談の案内掲示の内容を改めた。

2 会員の執務の指導及び連絡に関する事業

(1) 司法書士会関連法規集の改訂

改正された規則、規程等について、会員専用ホームページに掲載の関連法規集を更新した。また、冊子としてダウンロードできる分の更新も行った。

(2) 会員に対する電子メール配信サービスの運営

ア フクロッポウ・ネットサービスについて、今年度第1607号から第1706号まで100回配信した。毎週水曜日に定期配信を行い、最新の情報については随時配信を行った。

イ 未加入の会員に対し、フクロッポウ・ネットサービスの加入案内を行い利用促進に努めた。(令和6年3月31日現在2,351名登録)

ウ 情報集配信システムにて、会員周知文書を22回配信した。

(3) 会務通信の調製・発行

毎月会務通信を配信した。あわせて、会員専用ホームページにも掲載した。
また、本会の組織図を作成し、会務通信とあわせて配信した。

(4) 会員への情報提供、資料発行

ア 基本通達等の会員へ提供すべき情報について、会員専用ホームページに掲載し、フクロッポウ・ネットサービスにより会員に周知し、業務資料、会員の異動状況及び支部の活動状況等について会務通信に掲載した。

イ 令和5年10月2日(月)、現在までの事業執行と今後の予定の報告及び正副会長及び常任理事の紹介として、事業執行状況報告会を開催した。多くの会員に会務への関心を持ってもらえるよう、報告会の模様は当日WEB配信を行い、後日、会員専用ホームページにも掲載した。

(5) 会員名簿の発行

令和5年9月1日(金)現在における会員名簿を編集し発行した。令和4年度同様、冊子での会員への配布は行わず、会員専用ホームページに会員名簿を掲載した。

(6) 会報大阪PONTÉの発行

会報大阪PONTÉ第194号、第195号を発行した。あわせて会員専用ホームページに掲載した。

(7) 情報集配信システムの整備及び利用指導

支部からのお知らせや研修会案内等で利用してもらえるように、支部長や会員からの要望を基にシステムの改修を行った。

3 日司連が行う司法書士の登録事務に関する事業

司法書士会員の登録事務、会員証の発行

ア 新入会員への登録証交付式時に、会長及び副会長から入会に際しての諸注意等を行った。また、支部長及び各関連団体役員も同席し、支部活動や関連団体の活動内容について説明をするとともに、積極的な参加を呼び掛けた。

イ 新規入会者及び事務所移転による会員証再発行申請者に対して、速やかに会員証作成の手配をし、発行した。

4 司法書士法人の届出の事務に関する事業

法人会員の登録事務

法人会員の入会・変更・解散等の届出について速やかに処理を行うとともに、法人会員への所属者や脱退者についての届出が遅滞なく行われるよう注意を払った。

5 相談に関する事業

(1) 司法書士総合相談センターの運営

司法書士総合相談センター各所において、次のとおり無料相談を実施した。

(2) 司法書士総合相談ホットラインの運営

毎週水曜日の午後1時30分から午後4時30分で、電話相談を実施した。

(相談件数467件)

(3) 成年後見常設相談の実施

相談件数は下記のとおりである。

ア 司法書士総合相談センター堺における面談相談(相談件数25件)

相談日時：毎週火曜日 午後1時30分～午後4時30分

イ 本会会館における面談相談(相談件数69件)

相談日時：毎週木曜日 午後1時～午後4時

ウ 各事務所における電話相談(相談件数641件)

相談日時：毎週月曜日～金曜日 午後1時～午後4時

(4) 相続登記手続相談センターの運営

相続登記に特化した電話相談として、毎週火曜日午後1時30分から午後4時30分まで実施し、各回2名の相談員にて対応した。また、司法書士の紹介を希望する相談者については、名簿に基づく司法書士紹介を行った。(相談件数625件、紹介件数89件)

(5) 女性とこどものための専門相談の運営

毎月1回の常設相談10回、予約相談2回、計12回の相談会を実施した。

(6) ホームレス巡回相談との連携

ア 大阪府ホームレス巡回相談指導事業共同運営団体(代表団体：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会)との委託契約により、ホームレス巡回相談支援事業にかかる担当司法書士4名を選任し、委託団体の相談担当職員又は支援対

象者からの電話などでの相談や来所相談を受けた。

イ 令和6年2月20日(火)、大阪弁護士会館にてホームレス巡回相談集計報告会が開催され、相談員のうち5名が出席した。

(7) 社会問題等に対応し臨時に行う相談活動

ア 令和5年9月2日(土)、全国青年司法書士協議会(以下「全青司」という。)
・大阪青年司法書士会(以下「青年会」という。)共催、日司連、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会後援による電話相談「全国一斉子どものための養育費相談会」を開催した(全国28都道府県、28会場にて実施)。(相談件数8件、全国合計212件)

イ 令和5年11月11日(土)開催の岬町で開催の「司法書士巡回無料相談会」(青年会・近畿司法書士会連合会(以下「近司連」という。)共催、岬町後援)を後援した。(相談件数15件)

ウ 令和6年1月28日(日)、全青司・青年会共催の「全国一斉生活保護相談会」を後援した。(相談件数23件、全国電話相談合計266件)

(8) 法テラスセンター相談との連携

毎週水曜日、日本司法支援センター大阪地方事務所(以下「法テラス大阪」という。)にセンター相談担当者を派遣した。

(9) 自治体等との契約等に基づく相談員派遣

ア 大阪府内55か所での常設相談に、地元支部所属の会員を中心とした相談員を派遣した。

イ 大阪法務局構内登記相談の運営

毎週月・金曜日に、大阪法務局本局において相談会を実施した。また、同局から要請を受け、令和5年11月以降、相談時間を午前10時から午後4時まで拡大した。

(10) 他団体が実施する相談事業への協力

令和5年10月、大阪法務局、各自治体、総務省近畿管区行政評価局等からの要請を受け、相談員を派遣した。

(11) 支部相談事業の委嘱及び管理

現在支部に委嘱している相談事業は9件である。

(12) 会員の相談技法向上に関する取組

ア 令和5年9月25日(月)、長期相続登記等未了土地に関する司法書士無料相談会相談員向け事前研修会として「『長期間相続登記等がされていないことの通知』を受取りになった方からの相談を受ける際の注意点等」(講師：大阪法務局民事行政部不動産登記部門 田村 諭統括登記官・水野啓吾総務登記官、富田敏雄財務部門担当常任理事)をテーマに事前研修会を開催した。

(13) 当番司法書士の実施

令和元年度から開始した当番司法書士について相談申込が16件あり、うち15件について当番司法書士が即時対応し、事件を処理した。

(14) 相続登記未了問題にかかる相談会の実施

令和5年10月15日(日)に大阪市、同年10月22日(日)に堺市、同年10月29日(日)に高槻市、同年11月5日(日)に泉佐野市の大阪府内4か所で「長期相続登記等未了土地に関する司法書士無料相談会」を大阪法務局の後援を得て開催した。

本相談会は大阪法務局から「長期間相続登記等がされていないことの通知」を受け取られた方を対象とした。同局からは、合計約200件の通知がなされ、その主な対象土地の地域が、北大阪支局、堺支局、岸和田支局の管轄であったため、本会会館、堺会場、高槻会場、泉佐野会場の合計4会場を設けて実施した。

なお、相談件数は合計19件であり、内訳は次のとおりであった。

本会会館5件、堺会場2件、高槻会場6件、泉佐野会場6件

(15) 相続登記・遺言についての相談会の実施

ア 令和5年9月30日(土)、日本赤十字社大阪府支部共催、大阪法務局後援の「司法書士による相続・遺言講座」開催の際に、「相続・遺言無料相談会」を同時開催した。(相談件数13件)

イ 令和5年12月10日(日)、日本赤十字社大阪府支部共催、大阪法務局後援の「司法書士による相続・遺言講座」開催の際に、「相続・遺言無料相談会」を同時開催した。(相談件数13件)

ウ 例年8月に開催している「司法書士の日」記念無料法律相談会を令和6年4月1日(月)の相続登記申請義務化の直前に開催し、名称を「令和5年度

全国一斉「遺言・相続」相談会「相続登記は司法書士にお任せください！」として開催した。

エ 令和6年2月17日(月)、相続登記の申請義務化に向けた全国一斉「遺言・相続」相談会を開催した。(電話相談・相談件数38件、全国相談(面談・電話・WEB面談)合計4,244件)

オ 令和6年3月16日(土)、大阪法務局共催、毎日新聞社、朝日新聞社、産経新聞社、読売新聞社後援の「もうすぐ開始！相続登記が義務化されます！」開催の際に、「相続・遺言無料相談会」を同時開催した。(相談件数15件)

カ 令和6年3月31日(日)、相続登記申請義務化直前電話相談会を開催した。(相談件数27件)

(16) 権利擁護相談活動

ア 大阪市等の権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける協議会専門職派遣への参画

大阪市において、権利擁護支援の必要な人を地域において発見し、必要な支援に結びつける相談機能の強化を図るために、リーガルサポート大阪と連携して専門職を派遣した。また、大阪府・堺市・東大阪市・茨木市・枚方市・富田林市・泉南市・田尻町・大阪狭山市においても同様に専門相談員を派遣した。

イ 出張相談事業の実施

法的問題を抱えているにもかかわらず、高齢や心身の障がいにより法的サービスを自発的に求めることが困難な方を対象として、福祉機関、医療機関等(以下「関係機関」という。)からの要請を受けて当該関係機関へ相談員を派遣する出張相談事業を継続した。

(17) 緊急時の相談員名簿の整備

災害相談員の募集を継続して行った。

6 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業

(1) 裁判外紛争解決手続の啓発活動

司法書士試験合格者向け新人研修にて、公益社団法人民間総合調停センター

(以下「民間総合調停センター」という。)の紹介や手続きの流れを説明した。

(2) 民間総合調停センターの活動への参画・連携

ア 民間総合調停センター和解あっせん人候補者として継続推薦を含めて計30名を本会から推薦し、副理事長、監事、運営委員、財務委員に計14名、その他総務、事業運営、広報、研修の各部会に出向した。各委員会、部会後の理事会は年6回開催された。

イ 民間総合調停センター主催の研修は、出向者や和解あっせん人候補者名簿登載者以外の本会会員も受講することができ、研修単位も付与されるため、広く本会会員にも受講を呼びかけた。

7 研修に関する事業

(1) 会員研修(業務関連・周辺分野)の実施

職務能力を向上させることを目的とし、外部講師・内部講師により31回にわたり会員研修会を実施した。

(2) 会員研修(倫理等)の実施

ア 令和5年9月9日(土)、「第1 司法書士行為規範と懲戒 第2 司法書士の善管注意義務と業務過誤」をテーマに会員研修会を実施した。

イ 令和5年11月28日(火)、「債務整理事件シリーズ研修1回『債務整理事件の受託・事件処理の心構え』」をテーマに会員研修会を実施した。

ウ 令和5年12月21日(木)、「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」をテーマに会員研修会を実施した。

エ 令和6年3月11日(月)、「犯収法改正について」をテーマに会員研修会を実施した。

オ 令和6年3月12日(火)、「懲戒手続のフローチャートと懲戒事例の今日的考察」をテーマに会員研修会を実施した。

(3) 会員研修(民事裁判IT化)の実施

令和5年12月20日(水)、「改正民事訴訟法の全容と1月から全簡裁で始まるウェブによる準備手続の運用について」をテーマに会員研修会を実施した。

(4) 新人研修(集合研修・配属研修)の実施

ア 令和6年2月から3月にかけて、主に令和5年度の司法書士試験合格者を対象として新人研修を実施した。その内容は集合研修6日間(受講者76名)、配属研修19日間(受講者16名)であった。

イ 主に前年度司法書士試験合格者を対象とした、簡裁訴訟代理等能力認定審査に合格するために必要な知識を講義と実践的な問題を通じて学ぶ研修会を、令和5年8月21日(月)に実施した。

(5) 専門分野相談員の養成研修の実施

ア 相談部門が企画した、長期相続登記等未了土地に関する司法書士無料相談会相談員向けの事前研修となる、令和5年9月25日(月)の「『長期間相続登記等がされていないことの通知』を受取られた方からの相談を受ける際の注意点等」をテーマとした会員研修会の開催につき、承認した。

イ 市民権利擁護委員会が企画した「権利擁護専門相談員」登録の要件となる、令和5年12月21日(木)の【倫理研修】「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」をテーマとした会員研修会の開催につき、承認した。

ウ 法テラス対応委員会が企画した「大阪司法書士会民事法律扶助契約司法書士推薦名簿」登録の要件となる、令和6年3月4日(月)の「〔前半〕民事法律扶助について〔後半〕民事法律扶助制度にかかる留意事項等について」をテーマとした会員研修会の開催につき、承認した。

(6) 会員の研修履修機会の拡充策の実施

ア 会員専用ホームページの映像配信システム(オンデマンド)に、令和5年3月末現在まで25本の会員研修会を配信した。

イ リーガルサポート大阪と共催にて開催した会員研修会のうち、3本を会員専用ホームページの映像配信システム(オンデマンド)に配信した。

ウ 夕刻から開催の会員研修会に参加できない会員への対応として、日中の会員研修会を5回(土日開催)実施した。

エ 事務所や自宅でも会員研修会に参加できるよう、Zoomのウェビナー機能を利用した会員研修会の同時配信を前年度に引き続き運用した。

オ Zoomのウェビナー機能を利用した会員研修会のアンケート機能の改善について検討した。

(7) 研修所定単位未取得者への対応

研修規則第9条第1項に基づき、前年度に取得を要する研修単位数を取得していない会員に対して、会長指示を行った。

(8) 日司連が行う年次制研修の運営

令和5年10月21日(土)・22日(日)・28日(土)・29日(日)、11月3日(金)・12日(日)・18日(土)・19日(日)の8日間に分けて年次制研修を実施した。

(9) 研修教材の作成及び選定

日司連から提供を受けた新入会員研修プログラムの研修教材の活用方法について検討した。

(10) 研修情報の収集及び分析

研修会議において、月報司法書士等に掲載されている研修会情報を収集し、内容について検討した。

(11) 研修制度の研究及び開発

日司連主催の会員研修会の同時配信の実施を検討した。

(12) 研修講師の養成及び派遣

研修所の内部講師による会員研修会を開催することにより、研修講師の養成を行った。

8 業務関係法規の調査及び研究に関する事業

(1) 家族法の研究及び成果の発表

ア 家族法研究会を9回開催し、家族法研究会打合会を1回開催した。

イ 研究成果を会員専用ホームページに掲載した。

ウ 令和6年3月23日(土)、近司連と共催で、家族法研究会研究発表会「財産承継の現状と課題」を実施した。

(2) 会社法の研究及び成果の発表

ア 会社法研究会を7回開催した。

イ 令和5年12月11日(月)「司法書士のための会社法務の手引き 『第1章 種類株式について』」、令和6年1月16日(火)「司法書士のための会社法務の手引き 『第2章 役員について』」、令和6年2月28日(水)「司法書士のための会社法務の手引き 『第3章 株主間契約・会社株主間

契約について』」をテーマに会員研修会をそれぞれ実施した。

(3) インバウンド法務の研究及び成果の発表

ア インバウンド法務研究会を12回開催し、インバウンド法務研究会グループ会議を2回開催した。

イ 会員研修会の実施

令和6年1月26日(金)「涉外相続に関する国際私法の基礎及び中国人の涉外相続について」をテーマに会員研修会を実施した。

(4) 上記3項目以外の研究成果発表

(5) 法規に関するパブリックコメント等の対応

ア 令和5年6月1日(木)、公示された「不動産登記規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集」に関して、令和5年6月28日(水)、法務省民事局民事第二課に対して意見を提出した。

イ 令和5年7月3日(月)、公示された「区分所有法制の改正に関する中間試案に関する意見募集」について、令和5年8月30日(水)、法務省民事局参事官室宛に意見を提出した。

ウ 令和5年10月25日(水)、公示された『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針の一部改正案』に関する意見募集について、令和5年11月22日(水)、国土交通省住宅局住宅総合整備課宛に意見を提出した。

エ 令和5年12月26日(火)、公示された『「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集』に関して、令和6年1月25日(木)、法務省民事局商事課に意見を提出した。

オ 令和5年12月28日(木)、公示された「不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要についての意見書」に関して、令和6年1月26日(金)、法務省民事局民事第二課宛に意見を提出した。

上記ア～オの詳細については会員専用HP内に掲載

(6) 外部研究会への参加・学識経験者等の招聘

ア 令和5年7月27日(木)「龍谷大学大学院 地域公共人材総合研究プログラム協定先懇談会」に研修所担当副会長が出席した。

イ 家族法研究会に、チューターとして大阪大学名誉教授 床谷 文雄 氏を

招聘した。

ウ 会社法研究会に、チューターとして龍谷大学法学部法律学科教授 今川 嘉文 氏を招聘した。

エ インバウンド法務研究会に、チューターとして弁護士 臼井 慶宜 氏を招聘した。

(7) 情勢に応じたW T ・ P Tの組成

(8) 家庭裁判所との連絡協議会への参加

今年度は行わなかった。

9 業務関連図書及び用品の購入の斡旋・頒布に関する事業

業務関連図書及び用品の購入の斡旋・頒布

会務通信で図書室新着図書を案内し、大阪司法書士協同組合(以下「協同組合」という。)があっせんする図書の案内を行った。

10 福利厚生に関する事業

福利厚生事業の協同組合との協働

協同組合主催の福利厚生事業(支部対抗ゴルフ大会)の案内を会務通信に掲載して配信し、また、会報大阪P O N T Eに上記福利厚生事業についてのレポートを掲載した。

11 業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事業

(1) 法務局との連絡・情報交換・交流

ア 令和5年4月20日(木)、大阪法務局不動産登記部門と、相続土地国庫帰属制度についての情報交換を行った。

イ 令和5年9月15日(金)、大阪法務局監査専門官室と、登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の民間競争入札に係る大阪法務局評価委員会委員の推薦に関する打合せを行った。

(2) 登記手続業務に関する取組

(3) 登記オンライン申請の推進に関する取組

(4) 登記実務研究会の開催

ア 令和6年2月20日(火)に本会会館にて不動産登記実務研究会を開催した。

イ 令和6年2月26日(月)に大阪法務局にて商業・法人登記実務研究会を開催した。

(5) 裁判関係業務に関する取組

(6) 参与員・調停委員の意見交換・勉強会の開催

令和6年2月9日(金)、日司連主催の家事調停委員である司法書士会員との意見交換会に、本会から家庭裁判所に推薦している家事調停委員が出席した。

(7) 裁判所との事務連絡会・情報交換・交流

ア 第6民事部での取扱い変更の件や入庁検査実施の件、及び後見事件の取扱いなどについて連絡、情報交換、交流を行った。

(8) 法改正に関する取組

令和6年3月7日(木)、議員会館にて大阪選出議員を中心に13名の衆参議員を訪問し、法改正及び税制改正要望についての説明を行った。民間事業者による登記参入問題の現状と問題点、周旋禁止規定の導入や相談権限の明確化など司法書士法改正の必要性、定款認証廃止議論の懸念事項などについて説明すると共に、所有者不明土地等対策のため引き続き司法書士の活用を要請した。

(9) 民事法律扶助の利用促進

ア 「本会民事法律扶助契約司法書士推薦名簿」の登録者数が22名増加し、690名(うち法人35)となった。

イ 法テラス大阪において実施されている「司法書士による法テラスセンター相談」に、相談員を派遣した。

ウ 令和6年3月4日(月)、「民事法律扶助について」、「民事法律扶助制度にかかる留意事項等について」をテーマとした会員研修会を開催した。(講師：法テラス大阪 佐藤和司副所長、同 阿部弘第一事業課長)

(10) 法テラス大阪との連携

ア 法テラス大阪に副所長、審査委員を派遣した。

イ 令和5年11月28日(火)、日司連が開催する法テラス地方事務所司法書士副所長会議に本会から出向している村山泰弘副所長が参加した。

ウ 令和6年3月19日(火)、法テラス大阪と本会との実務協議会を行った。

(11) 後見業務に関する取組

司法ソーシャルワークの一環として、地域包括支援センター等と連携を取り、高齢者、障がい者、生活困窮者へのアウトリーチに努め、後見業務受託につなげた。

(12) 中小企業支援業務に関する取組

ア 本会の中小企業支援業務の对外広報ツールとして、クライアントに対する配布物の一案である「中小企業支援業務推進委員会だより」を発行した。

1.2 司法書士賠償責任保険及び司法書士会賠償責任保険に関する事業

賠償責任保険の支払に関する審議と給付

賠償責任保険の支払に関する審議と給付について、事故処理委員会において、給付申請事案を審議の上、給付請求を行った。

1.3 統計に関する事業

アンケートなどによる情報収集

ア 日司連の「裁判業務に関する調査」に協力した。

イ 日司連の「法定相続情報証明制度及び法務局における遺言書の保管制度に関する調査」に協力した。

1.4 講演会及び講習会等の開催に関する事業

(1) 法教育活動の普及及び実践

高校生等法律講座及び小学校出前授業

大阪府内の高校等及び小学校46校に対し、高校生等法律講座及び小学校出前授業を行った。講座対象人数は4,480名、参加司法書士は延べ85名であった。

(2) 親子法律教室の開催

令和6年2月11日(日)、小学校4・5年生及びその保護者を対象とする「親子法律教室」を本会会館にて開催した。法教育教材「解釈のちから」を使用し、ある「きまり」について善いきまりなのか悪いきまりなのかを考え、「解釈する」ことを通じて全体を俯瞰する能力の向上を目的とするグループワーク

を行った。参加人数は23組48名であった。

(3) 市民公開講座及び相談会の開催

例年、リーガルサポート大阪との共催で一般向け成年後見説明会を開催している。今年度は5ブロックで5回開催した。

(4) 市民後見人養成の支援

大阪府、大阪市、堺市の各社会福祉協議会が実施運営する市民後見人養成講座や専門相談等へ委員を派遣し、市民後見人の養成及び活動支援を行った。

(5) 対外的な講演会・シンポジウム等の開催

ア 令和6年3月2日(土)、「特定商取引法を考えるシンポジウム」を開催した。

(6) 相続登記・遺言についての市民向けセミナーの開催

ア 令和5年9月30日(土)、「司法書士による相続・遺言講座」を開催した(日本赤十字社大阪府支部共催、大阪法務局・日司連後援)。

イ 令和5年12月10日(日)、「司法書士による相続・遺言講座」を開催した(日本赤十字社大阪府支部共催、大阪法務局・日司連後援)。

ウ 令和6年3月16日(土)、「相続遺言セミナー」を開催した(大阪法務局共催、大阪市・毎日新聞社・朝日新聞社・産経新聞社・読売新聞社後援)。

(7) 市民向け遺言書作成講座の開催

ア 令和6年1月23日(火)、「司法書士による遺言書作成講座」をたかつガーデンで開催した。

イ 令和6年1月24日(水)、「司法書士による遺言書作成講座」を本会会館で開催した。

ウ 令和6年2月1日(木)、「司法書士による遺言書作成講座」をクロスパル高槻で開催した。

エ 令和6年2月13日(火)、「司法書士による遺言書作成講座」をフェニールチェ堺で開催した。

(8) 相続遺言に関する講師等出張派遣

(9) 他団体等への講師派遣等

今年度は依頼が無かったため、行っていない。

1.5 広報活動に関する事業

(1) マスメディア等宣伝媒体を利用した広報

ア 近司連と構成司法書士会6会合同で、令和6年3月1日(金)から31日(日)まで日司連制作CMを関西テレビ(KTV)と読売テレビ(YTV)で、近司連制作CMを毎日放送(MBS)と朝日放送(ABC)で放送した。

イ 大阪メトロ谷町四丁目駅の中央線上りホームに広告看板を継続して掲出した。

ウ 大阪メトロ谷町四丁目駅の谷町線上りホームに広告看板をリーガルサポート大阪と共同で継続して掲出した。

エ 大阪メトロ谷町四丁目駅の改札外(8号出口方面)階段下に広告看板をリニューアルし、継続して掲出した。

オ 大阪メトロ谷町四丁目駅の駅周辺案内図に会館の案内を継続して掲出した(令和6年3月16日(土)まで)。

カ 京阪天満橋駅構内の司法書士総合相談センターの広告看板を継続して掲出した(令和6年3月19日(火)まで)。

キ 令和4年度に引き続き、各支部の会員名簿付きリーフレット(「司法書士の取扱説明書」)を制作し、各支部を通してPR活動を大阪法務局(支局、出張所)、公証役場、自治体等に対して行った。

ク 令和4年度制作した成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴う注意喚起・啓発チラシについて、大阪府内の高等学校・専修学校に希望の有無を確認し、希望する学校(計20校、約5,860枚)に送付した。

ケ 天神祭(令和5年7月24日(月)・25日(火))の際に広告を掲載したうちわを作成し、6,000本配布した。

コ 広報ノベルティグッズとして下記を増産・制作した。

(ア) ボールペン

(イ) トートバッグ

(2) ホームページの充実

ア 相続登記の申請義務化のランディングページを制作した。

イ 「フクロッポウが答えるQ&A」ページの内容を見直し、改訂にむけた検討を行った。

ウ お知らせ等の情報を随時更新した。必要な情報を見つけていただきやすいページ作りを心掛けた。

(3) フクロッポウNEWS等の対外広報誌の発行

対外広報誌フクロッポウNEWSの第39・40号を発行した。テーマと発行日は下記のとおりである。

・第39号：令和5年10月5日発行

特集テーマ：「令和5年4月27日から相続土地国庫帰属制度が始まっています！」

・第40号：令和6年3月31日発行

特集テーマ：「相続が開始しました。遺産の承継はどうすればよいでしょうか。」

(4) 相続登記義務化及び相続登記促進を目的とした広報

ア 大阪法務局と協力し、相続登記義務化のロゴを制作し、各広報で活用した。

イ 令和5年9月30日(土)及び12月10日(日)開催の「司法書士による相続・遺言講座」(日本赤十字社大阪府支部共催、大阪法務局後援)のチラシ・ポスターを制作し広報した。

ウ 令和6年1月23日(火)・24日(水)、2月1日(木)・13日(火)開催の「司法書士による遺言書作成講座」のチラシを制作した。

エ 令和6年2月に開催した一斉相談会「全国一斉「遺言・相続」相談会 相続登記は司法書士へお任せください！」について、開催日程告知の新聞広告を掲載した。また、希望する支部にはチラシを制作して配布した。

オ 令和6年3月16日(土)開催の、「もうすぐ開始！相続登記が義務化されます相続・遺言セミナー 知っていますか 相続登記の義務化について」(大阪法務局共催、毎日新聞社・朝日新聞社・産経新聞社・読売新聞社後援)の新聞広告を出し、また、チラシ・ポスターを制作し広報した。〔

カ 令和6年3月31日(日)開催の「相続登記申請義務化直前電話相談会」につき、朝日・産経・毎日・読売の各社に新聞広告を出し、またチラシを制作し広報した。

キ 相続登記申請義務化の制度広報及び相続登記手続の司法書士への依頼を促進するために、大阪法務局とのコラボレーションによるチラシ・ポスターを

制作し、大阪法務局管内法務局、自治体に送付し広報の協力をお願いした。

ク より多くの一般市民に司法書士の存在を知ってもらうため、令和6年1月22日～2月4日、3月11日～3月31にかけて、大阪市内中心部の梅田阪急百貨店前、なんば高島屋前、JR天王寺駅中央口、京阪京橋駅にあるデジタルサイネージに広告を掲出した。

ケ WEB検索サイト「Yahoo!」に、令和6年3月から3か月間、相続関連のワード検索者を対象に、本会マスコットキャラクターのフクロッポウとともに「相続登記は司法書士にお任せください」と表示されるようディスプレイ広告を出した。

コ 相続登記手続の司法書士への依頼を促進するために、令和6年3月から3か月間、「相続登記申請義務化の制度広報及び相続登記は司法書士にお任せください。」を内容とするラジオCMによる広報を行った(3月はMBS(毎日放送)ラジオ、4月及び5月はABC(朝日放送)ラジオ)。

サ 令和6年4月1日に朝日、産経、毎日、読売各社の新聞に広告を手配した。

(5) 「司法書士の日」高校生一日司法書士の実施

令和5年8月3日(木)、司法書士の日記念事業として「高校生一日司法書士」を実施した。2高校(上宮高等学校、YMCA学院高等学校)から合計11名の高校生が参加した。

(6) インターンシップ学生等の受入れ

大学コンソーシアム大阪から要請があり、2大学(追手門学院大学、近畿大学)から合計2名の学生を受け入れた。

(7) クライシスコミュニケーションへの対応

令和5年11月25日(土)、日司連からの派遣講師によるリスク・クライシスコミュニケーション研修を本会役員・リーガルサポート大阪役員を対象に開催した。

研修内容：(座学)司法書士会のリスクマネジメントについて、クライシスコミュニケーションについて、「大規模災害発生時における対応の手引き」について

(グループ演習・ロールプレイ)報道機関との個別対応及びそのための準備について

講師：日司連リスク管理室 室員 陰山 克典 先生（常任理事／広島会）
室委員 末廣 浩一郎 先生（広島会）
室委員 浜田 啓史 先生（福岡県会）

（８）記者懇談会の実施

今年度は開催しなかった。

（９）新年賀詞交歓会の開催

令和６年１月１５日（月）、リーガロイヤルホテル大阪にて政治連盟・一般社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会（以下「公嘱」という。）・リーガルサポート大阪・協同組合との共催で新年賀詞交歓会を開催した。２２３名（来賓７９名、会員１４４名）が出席した。

１６ 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業

（１）紛議調停の運営

紛議案件について紛議調停委員会を開催した。（事案４件中、成立１件、不成立２件、継続１件）

（２）市民窓口の運営

計１２回の苦情対応窓口活動を行い、計１９件（うち、文書での申出２件）の相談を受け付けた。必要に応じて、対象会員への通知文書の発送（１２件）を迅速に行った。

１７ 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業

情報公開関連諸規定に基づく情報公開

情報公開関連諸規定に基づき、情報を公開した。

１８ 公共嘱託登記の受託推進に関する事業

公共嘱託登記司法書士協会への助言

ア 令和５年７月１８日（火）、一般社団法人中央公共嘱託登記司法書士協会に本会会館に来館していただき、活動状況報告を求めた。

イ 公共嘱託登記の受託に向けて公嘱に協力した。

19 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

(1) 少額裁判報酬助成の審査及び給付

今年度の助成申込件数は9件であり、審査の結果、合計45万円の報酬助成を行った。

(2) 法テラスにおける書類作成援助にかかる出張相談手当助成の審査及び給付

令和5年度は13名の会員から計47件の申込みがあり全件について助成を行った。

(3) 会員に対する公益的活動の推進

公益的活動に関する規則・規程に基づき、会務通信及びフクロッポウ・ネットサービスにより活動報告の提出についての周知を徹底した。

(4) 労働問題に対する取組

令和5年9月5日(火)、大阪労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会に出席し、出席機関の運用状況等の情報を得た。

(5) 災害復興支援に関する取組

岸和田市、門真市、泉南市、四條畷市、貝塚市、吹田市(締結順)と「災害時における被災者相談業務の実施に関する協定」を締結した。

なお、茨木市とも、同協定の締結に向け交渉を続けている。

(6) 各種依存症対策の推進に関する取組

ア 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議に会員を派遣した。

イ 堺市依存症対策推進懇話会に会員を派遣した。

ウ 司法ソーシャルワーク委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した(Zoomなどのオンライン開催分も含む)。

(ア) 令和5年8月31日(木)、「藤井寺保健所OACミニフォーラム」に会員を派遣した。

(イ) 令和5年9月13日(水)、「岸和田保健所OACミニフォーラム」に会員を派遣した。

(ウ) 令和6年1月23日(火)、「堺市域版OACミニフォーラム」に会員を派遣した。

(エ) 令和6年1月29日(月)、令和5年度OAC交流イベント「つながり、ひろがる支援の輪～回復を信じてかかわろう～」に会員を派遣した。

エ 令和5年12月11日(月)、大阪府こころの健康総合センター - 相談支援・依存症対策課 道崎 真知子氏及び医療法人藤井クリニック 精神保健福祉士 小野 史絵 氏をお招きして学習会を行った。

(7) 消費者問題に関する取組

ア 会員研修会の開催

(ア) 「債務整理事件シリーズ研修第1回 債務整理事件の受託・事件処理の心構え」(令和5年11月28日(火)) 講師：消費者問題対策委員 堀 泰夫 会員

(イ) 「債務整理事件シリーズ研修第2回 破産手続」(令和5年12月5日(火)) 講師：消費者問題対策委員 岸田 城政 会員

(ウ) 「債務整理事件シリーズ研修第3回 個人再生と任意整理」(令和6年2月1日(木)) 講師：消費者問題対策委員 上武 浩 会員、同 八塚 博幸 会員

イ 外部研修会・講習会への参加

以下の外部開催の研修会・シンポジウム等に消費者問題対策委員会委員を派遣し、情報収集や他団体との交流に努めた(Zoomなどのオンライン開催分も含む)。

(ア) 令和5年8月5日(土)、「消費者法ニュース大阪リレー報告会」

(イ) 令和5年8月28日(月)、「第30回近畿電気通信消費者支援連絡会」

(ウ) 令和5年8月31日(木)、「第8回地域で防ごう消費者被害大阪交流会」

(エ) 令和5年11月10日(金)、「全国消費生活相談員協会公開シンポジウム デジタル勧誘～定期購入ダークパターン、連鎖販売取引、情報商材等～」

(オ) 令和5年11月11日(土)、「第42回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 東京」

(カ) 令和6年1月27日(土)、「第29回消費者問題リレー報告会」

(キ) 令和6年2月19日(月)、「第31回近畿電気通信消費者支援連絡会」

(ク) 令和6年3月25日(月)、「第9回地域で防ごう消費者被害大阪交流会」

ウ 令和5年12月16日(土)、「年末困りごと相談会」(電話相談)を開催した(相談件数5件)。

(8) 自死問題に対する取組

大阪府自殺対策審議会に会員を派遣した。

(9) 生活困窮者問題に対する取組

ア 経済的困窮者に対する法律支援事業として、出張法律相談(17件)、生活保護申請等の同行支援(13件)に対して報酬助成を行った。

イ 司法ソーシャルワーク委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した(Zoomなどのオンライン開催分も含む)。

(ア) 令和5年10月1日(日)、「第42回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 東京」オープニング集会

(イ) 令和5年11月11日(土)、「第42回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 東京」全体会

(10) 空き家・所有者不明土地問題対策に関する取組

ア 空家等対策協議会等への参加

(ア) 大阪市、柏原市、高槻市、寝屋川市、松原市、守口市の空家等対策協議会に本会から推薦した空き家問題対策委員会委員が参加した。

(イ) 河内長野市、寝屋川市、泉佐野市、泉大津市、八尾市、守口市、岸和田市、枚方市、四条畷市、岬町の空家等対策協議会に本会から空き家問題対策委員会委員を推薦した。

イ 空家等対策セミナー・相談会への講師及び相談員派遣

(ア) 毎月1回、堺市の「住宅専門家相談」の相談員として「大阪司法書士会 空き家問題の予防及び解決に取り組む司法書士名簿」登録者を派遣した。

(イ) 東大阪市へ年2回「空家の悩み相談会」へ相談員を派遣した。

(ウ) 泉南市、松原市、高槻市、八尾市、大阪市東住吉区・阿倍野区、大阪市城東区、大阪市淀川区・東淀川区、和泉市、太子町の市民向けセミナーへ相談員を派遣した。

(エ) 和泉市、大阪市城東区、大阪市淀川区・東淀川区、高槻市、豊中市、守口市、八尾市、太子町の市民向けセミナーへ講師を派遣した。

ウ 自治体との協定に基づく受託業務

(ア) 泉佐野市との空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の対策における業務についての協定に基づき、空家等所有者等調査業務を4件、不在者財産管理人申立書類作成業務を1件、相続財産管理人申立書類作成業務を3件、管理不全建物管理人申立書類作成業務を1件、空き家等対策相談業務を3件受託した。

(イ) 八尾市との空家等対策の連携に関する協定に基づき、空き家等所有者等調査業務を4件受託した。

(ウ) 松原市との空き家の対策に関する協定書に基づき、空き家等所有者等調査業務を9件受託した。

(エ) 摂津市との空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の対策における業務についての協定に基づき、所有者等調査業務1件を受託した。

エ 令和6年4月1日施行の相続登記義務化に向け、空き家に関する啓発チラシを作成し、府内の27市区町村へ配布した。

(11) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関連の取組

「所有者不明土地建物財産管理業務に精通した司法書士名簿」を作成し、大阪地方裁判所へ提出した。

(12) 養育費不払い問題等の家事事件に関する取組

今年度は行わなかった。

(13) その他社会問題、人権問題等に対する取組

ア 令和5年4月23日(日)、東京レインボープライドに市民権利擁護委員を派遣した。

イ 令和5年10月7日(土)、8日(日)に開催の「レインボーフェスタ! 2023」に参加及びブース出展した。

ウ 会員研修会の開催

(ア) 【倫理研修】「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」(令和5年12月21日(木))講師: 宝塚大学 看護学部 教授 日高 庸晴 氏

エ 市民権利擁護委員会委員を以下の関係機関主催の学会、研修会、事例検討会等へ派遣した(Zoomなどのオンライン開催分も含む)。

(ア) 令和5年5月19日(金)、依存症相談対応・基礎研修「アルコール問

題を中心とした依存症について」

20 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 総会の開催

令和5年5月20日(土)、ホテル日航大阪にて第138回定時総会を実施した。

(2) 慶弔、表彰

会員及びその家族の訃報に対し、慶弔規程に基づき弔意を表した。また、会員の慶事表彰に対し、定時総会において祝意を表すとともに記念品を贈呈した。

(3) 役員等選挙の実施

令和5年5月20日(土)、第138回定時総会において、役員等任期満了に伴う改選につき、選挙を実施した。

(4) 綱紀調査委員、量定意見小理事会参与の選任

令和5年5月20日(土)、第138回定時総会において、綱紀調査委員選任を行った。また、同年5月25日(木)開催の役員全体会議において、龍谷大学法学部法律学科教授 今川 嘉文 氏を量定意見小理事会参与として選任した。

(5) 木曜会の開催

令和5年7月21日(金)、大阪法務局本局において木曜会を開催した。連絡事項・協議結果については、会務通信、会員専用ホームページ等にて周知した。

(6) 筆界特定制度の対応

引き続き、筆界特定五者連絡協議会に参画した。

(7) 事務局体制の整備

ア 事務局職員が使用していたパソコンが、法定耐用年数を超過していたので、買い替えを実施した。

イ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に整合させるため、大阪司法書士会事務局育児・介護休業等に関する規程の改正に着手した。

(8) 事務局のIT化推進

ア 令和5年9月5日(火)、事務局システムの改修について業者と打合せを行った。

イ 会務の効率化やセキュリティの観点から、事務局職員、役員、その他会務に関わる会員相互の情報伝達や文書決裁の在り方について検討し、市販の情報共有ツール等の導入の可否を検討した。

(9) 事務局職員の福利厚生

昨年度から継続して、福利厚生代行企業の会員となった。

(10) 会館の管理運営・防災対策

ア 災害発生時に備え、会館に備蓄すべき物品について検討し、さすまた及び火災抑制剤放射器を購入した。

イ 会館備付の消火器の有効期限が満了したので、新たに購入した。

ウ 会館4階の整理作業を行った。

エ エレベーターの非常電源用長寿命バッテリーが劣化していたので、交換した。

オ 災害発生時の避難経路について具体的に点検、確認し、実際の避難方法について検討した。

カ 事務局職員2名が甲種防火管理新規講習を受講し、修了した。

(11) 会員証の更新

令和5年3月31日(日)で有効期限が切れる会員証の一斉更新を行った。更新に際して、会員証の素材をプラスチック製に変更し、職務上の氏名を使用している会員に対して、戸籍上の氏名を併記できるよう規程を改正した。

(12) 会費滞納者の対応

3か月ごとに滞納者への通知を行った。

(13) 会館維持協力金の請求、管理

未納付の会員及び元会員6名に対して督促し、結果、6名から合計89万円の納入があった。

(14) 会則・諸規則・諸規定等の見直し

大阪司法書士会会則等、各規則・規程の見直しを行った

(15) 組織・財政・事業の改善に関する検討

日司連主催の「子育て世代のための会務のあり方を考える車座ミーティング」

事業の実施会として、会務環境の改善に取り組んだ。

(16) DX推進に関する検討

令和6年2月27日(火)、総務部門(総務・会員事業)全体会議を開催し、検討を行った。

(17) 支部事業に対する助成

ア 支部研修開催支援として、助成金の交付を行った。

イ 支部相談事業支援として、助成金の交付を行った。

ウ 支部広報活動事業支援として、助成金の交付を行った。

(18) 大阪司法書士会史第5巻の編纂作業

大阪司法書士会史第5巻の発刊に向けて資料の収集、原稿の作成及び編集の準備を行った。

(19) 会館図書室の管理

新たに購入した図書の分類を行い、新着図書のデータを更新した。

(20) 国・自治体等関係機関からの委託業務に対する対応

ア 成年後見制度利用促進計画に基づき、「泉南・田尻成年後見総合センター 会員 派遣業務委託契約」、「東大阪市成年後見等開始審判申立書類作成業務委託契約」、「大阪狭山市専門相談委託契約」、「富田林市専門職派遣事業業務委託契約」(締結順)を締結し、会員を派遣した。

イ 国家賠償法にかかる損害賠償請求事務の事務委任への連携協力に関する協定書に基づき、会員を推薦した。

(21) 関連団体との交流

ア 令和5年7月7日(金)、令和5年11月9日(木)、令和6年2月29日(木)、政治連盟と協議会を開催した。

イ 令和5年7月6日(木)、令和6年2月14日(水)、公嘱と協議会を開催した。

ウ 令和5年7月6日(木)、令和6年2月14日(水)、リーガルサポート大阪と協議会を開催した。

エ 令和5年7月7日(金)、令和6年2月14日(火)、協同組合と協議会を開催した。

オ 令和6年2月29日(木)、青年会と協議会を開催した。

カ 令和5年11月9日(木)、政治連盟及びリーガルサポート大阪との三者協議会を開催した。

(22) 東京司法書士会との協議会の開催

令和5年11月22日(水)、東京司法書士会と協議会を開催し、全体会議及び担当部門別の協議を行った。

(23) 大阪土地家屋調査士会との協議会の開催

令和5年11月10日(金)、大阪土地家屋調査士会と協議会を開催した。

(24) 韓国ソウル中央地方法務士会との交流

今年度は行わなかった。

(25) 自由業団体連絡協議会への参画

令和5年9月7日(木)開催の第87回大阪自由業団体連絡協議会(協議事項:若手会員交流会の実施について、職業倫理の周知・徹底について)に4名が出席した。

令和5年10月11日(水)開催の若手会員交流会打ち合わせに1名が出席した。

令和5年11月24日(金)開催の大阪自由業団体連絡協議会企画事業「若手会員交流会」に会員10名が参加した。